法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-09-03

無人嶋談話・下

曾, 槃

無人嶋談話

下

無人島談話附録

土州船漂落紀聞

薩摩侍醫　曾根識

長平ハ土州のうに赤岡浦乃人なり洋船の運賃をもうけ業とせり。時小天明九年。乙巳の歳秋て船乃水をかかくこん。同浦より源氏。外三人都て五人一船のて。同國てい浦。及りきりしてて。土州封内の倉米を載同國田の浦の倉廩へ送し。同正月廿日小真米苞を收。支給して船底田の浦に繋きをかの。浪りふりて船ハ彼方の少人

てん浦に棹回せむと。伊七ともろともに伊七ま
倉米の收帖を持て上岸し長平源蔵の外二人は
船にのこりて。てん浦に停泊せむとて開帆せしに同
四やらで出帆して凡十里程走りもすれば。西風
劇起(バクキ)怒浪(ドロウ)になりし凡二十里許。洋のうへをはしる
織をも降りて。二月朔。辰の刻と申すばかりに小風
小いとをさまり。急扇(シフセン)吹浪(ワウラウ)にて乱れし。船の船中に露
ましゐ船をば破船にせむとして。やむ事なしに牙檣(ホハシラ)
をきり捨。みな一同に誓を薙(キリ)後外に出るれど。漂力
方向も洋ばかり
に累日風にまかせて漂ひけるに。同月十七日に見えし
時に風波漸平穏になりぬ。巳の刻ごろに遥遠に一
嶋みえければ。此處を志してはしらせ。いさゝか停
泊して肝膽をたもち家をも思ひしに。程十三
日暁寅の刻ばかりに。小島の岸に近寄り。船繋
錨をおろし。艀船にのせて。一同に上岸して。島の
行方を穿鑿しけるに。人の家をも見ず。探索
に。人家絶てなし。わづかに小屋あるのみにて大風紀
本船の錨纜は風波に漂れ磕傷して。まことに断
たり。船をうしなひ。誠にせんかた

すし。尚山の上下の谷の巌石をこえて歩行に入亂
又山かけ絶食いよ〳〵ちからへきやうもなし。船
中の余糧及炊焚し脚船につみあたへれとも身
をうつし日に飢渇にうはまされ。日ハすてに暮ぬ。衆ハ僅
仮まし〳〵。礒石（きせき）推に阻まり。かうしは小流の中
に死くるしみぬ。谷の中央に二三人四方の洞穴あ
り。食窮僅し〳〵。其洞穴を漸攀て六七人四方計をも
しいすまひなれ。山中の草を取て風雨をふせぎ
とあらね。夜ハ。夜中の鳥をとりて食し。また
谷間にハ…納乃白鳥をとり。六七人計。其をも
捕て絶食に命をつなぎ。（伴に本宮曾原郷及食料を送りけれ）水ハ天の雨を
とりて爾に至りける。潮をさとしのこる
る。漂客ハ船中より庇様をとりかへ。同年九月
と覚えけれどもなりしてなりぬ。長六も絶食の折れ
しにけり。日く小屋にして。翌年八月之中に死
死ぬ。甚吉も亦かりしやまひて同年九月之中に
こゝに卒せり。其三人の骸骨を。谷間の巌に標
謝に石を建てたり。并ニ六年一人となりぬ。朝暮に
涙の乾く事なし。嘆て生涯の心もなく

廿七日も洲に弁財天といへるうちへ探なれは
島へ八丈なりしもあやしと思ひ彼二人の喜子
れも漂着の始終に應じ乳をたぐしもうろう庵
しとふ所にてそいさ紀の書のごとく磯子の鳥
外の羽をとゝひ。味に漂到せし船板の釘鉄を拾
これを以て釣となし。ふかきは木の皮を剥く
綿となし。外の肉を餌となし。臭きを酒え
此魚ハ黒鯛に似たり。ぶきの給食の一助となせ
り。且漂到以来の衣服は悉襤褸となり嵐寒の時
には皮白鳥の羽毛を皮の如く綴る。男は
此丸四年。ほしも着のきりくらに。大坂に語に
飛驒命はいへり

摂津の国大坂小西屋亀次郎船一隻。船長儀二
郎外八人奥州岩濱をこゝ。天明七年丁未の冬
十月二十七日空船にて江戸川を発帆し。同
二十八日。相模の国浦賀の鎖備ふりを。改正を
受し。同十二月二日ふ。同所を発帆し同月八日。下
總の国。銚子大洋の岬をてをしをなる。同夜
波の列をうる小風をもて。荒洋ふをを。
九日西風ふうをう。沖廣鷲海をしのぐ。船中
に東入し。船いるもをうらうぬ。帆檣を伐

龍神ニ祈。然るに其の甲斐もなくかゝりしにこれ
船ハ潮水を凌ぎし進めとも風ハ猶くるし
はげしく破損せしめる。然るに黒なる一つの洲を
見れバ其方向をうしなひ。無山の影見えずみ
えしをり申うりしく文政十一日漂り小漁艙
ありしく絶ての渇を凌ぐ潤ひなりとつゝけ。命
をかけ之をまもりし。風をまちてそこに留り
に。翌年二月朔日となりし此の遠き島影のみえ
よし。これ力を得てこれに繋船しとこそ小舟に
四海金一口錨一口大綱御船に拂ひて小舟に漕ぎし。
人家も見えずなし。但彼地に長年ありしと見ゆ。
彼ハ家もなし。云此處に髪をかり瘦羸
衣毛を身にまとひ。おやしき姿なれハ。おそろし
くおもへども。しとのいもすくしく見合ふに長年
より在りけ。漂流の始終をかたりしの多を語るに
て。七年も漂ひ只是處に給食なりし。艱難の
をきゝ。互に驚きにけり。此船御船よりかく
海の岩木に遮りて破れける。こに騎もなくも世
むかへし。其船材の散乱して漂ひするをみる

いとうとりもるべし。是より長年と名をあらため。砂州
奥形をとり。漂流人を養ひ。時年八年
しかして火食せしめ。長年の内洞穴
をもうけ。ここに洞穴をもうけ一日に墨を
塗ること。五日に一給食の内に火食
やとり。同年六月と名づけ。此時忠
八十かいり。寄りて四年六月に出ず。忠
はこれを未忠八の船漂流の後に記すべきなり

薩州の岡の姫ね漂い

寄中小遠州船及江戸宮本屋船漂流。水腐
の船を省略。今其起夏二條を略索して。
小遠州船長艾其意を会し。江戸小記を
参酌其例を定めるのみ

遠州船漂流記夏

遠州荒井、筒山人兵衛船一隻。船長伍天夫。水手共
九人。こゝ江戸へ水主二人を雇ひ人数十一人。
享保四年秋の比。仙臺荒濱へ出帆載貨物使一
人のり副荒濱を風帆にて。こゝ江戸へ。風の
くだ船の岡鍋子浦に繋。官吏の命ありて。

弟と名す。官吏七郎。これより北陸路の この浦
より官船にて 途中開洋の官(?)をまかせて(?) 運賃(ウンチン)
のうち此の村本の載(?)。同所出 権四郎をはじめ
便船に乗り十二人のりて 出帆し 仙臺に行浦
元禄十(?)同年十二月二十六日 出帆しけるに。
房州九十九里灘にて いはゆる(?)乾(?)風に日月晦暮(?)
風大(?)にて(コウ) 放洋(ハウヤウ)せしに 波瀾(ハラン)の勢剛(?)にして 船打(コチ)
山やまとも しるし。風いよいよはげしく 芭(?)に牙檣(?)を伐(キ)り 舵(キ)を流(?)
のうちに漂流して 方向をしらず。いたづらに 年をこえもに
[illegible]明けて正月二十六日と

思ひけれ。一島を見つけ。[illegible]
船へ登り 及(?)飛鳥 雛鳥を取りて 鳥子ほりの畝(?)さ
にすのは挟(?)のほりの嶮岸にて 人家(?)[illegible]
一めぐり[illegible]谷間に滴りの清水あるを
へしと 共に捜索するに[illegible]船脚(?)船共
小児(?)[illegible]競(キソ)ひ[illegible]
[illegible]魚鳥[illegible]
[illegible]小桶に天水を満
て天命を[illegible]。其浮(?)材木流到せしより先
[illegible]大船は破(?)れ 天水を貯ける[illegible]

其の米寒と異なる地。いろいろの船もつのぼる。人
の漂船一隻、岩に遮られ、船中の裝荷散乱
岸岩北岡にうちあげ多。乗組の船稲米六
七十俵程上岸。是を洞窟の中へ運送せんと
するに、海潮満ちて、人夫腰迄浸る。洋中に
漂ひ、ろう。其辺にて二三十荷もうけ。収蓄
て糧米とせり。また、漂船及
船材をうばひとる。此地二十年の久しきに、海上
を行き船なし。
此地、人家の土地、ばみ。一歩ありて、二歩の
ありて耕、抑秋に登場あり。給食に
充てる。稲に、稗あれい。粥となし
て、一年に、一反に、一年に、二反。
熟すること、ぜり。一反に、一荷。
五六年にして、
嶋の周八里程。

たくさんハ。芝火山の跡にて嶮岨なり。樹ハ胡頽樹
のみあり。草ハ海に生ずるものと一小の草屋を造へき
なれしハ此側より一町ほどのあいだなり。洞穴二
ありけり中人に。二ケ所につきて住かふり。草ハ草を
用ゆ。胡頽ハ御里にて好りまハ。えかもしれ
給食とせし。魚ハ。浜里にて手にて取り金りとく
笑ひし。これは原(?)の京にハ。丈六尺ありて。手を名ひとく
ありけれハぬ中人にくらくて大魚と思へなり。此
魚人を見て出られ。捕けハ杖にて打殺けり。夏の
此(?)南(?)

釣て食ふ事(?)。釣ハ破船の針を拾ひ石にて漁網の
ふつくりの縁ハ帆縁細きものにて。餌ハ大魚乃肉
をとりて鉤につけ。潮水に戻りて。鮑くし。塩にぬる
魚の外。敷れ綿くれし。小倉ハうりて人ハも捕
得事なきなれ。且其稀ハ海を見て海坊江所
若八分に(?)りし。ものけり。又大魚ハ南部にて其の
名をいふなりと言へり
今隅の殊ル二十年の(?)被れ。思ふ専
大魚家家中人。其脂ハふくらみたり
と見えたり

同船十二人の内。船もはたらず。水手皆こゝ多。其之外
八十人。櫂五ツ長櫂。右之人ハ皆遠州荒井の
人なり。南部より武州隅田川へ行。漂船し
相模ヶ浦ハ。豆州岩地の人なり。以上七人ハ。漂
到して二年程ハ存生なりしが其後拾年以内
小出と小死多し。各其年月ハ覚ず。其後ハ。多
先哀の如くなり。水腫病患死多し。給食の
如く死亡なるべし。

第七人漂流記

柳小。一説ニ
云。十二人の内三人ハ出船之ヶ年。日本へ帰
[illegible]

衣服漂到の時なりしに。船ハ大くるしきものな
り。十二人の船より漂到せし布帆及破船の
也。衣服ハ何れたりとも年ふるくなりし。尚又
小袖も破れ損ず大きの毛羽を織さしし。其後
船にて衣なり。其之為に喰小して。[illegible]
つゝ喰なり。夏ハ涼しく。冬ハ人肌なり
柳小一説ニ云。四季の分なり。其中夏と冬のみ
ハ[illegible]日なり日なり日中ハ[illegible]

朝のうちは日陰ふる雨。のちは雨ふる。夜は北風
吹く。雲消る。雷も吹く。時々雷鳴る。震八つ
小浪のごとくなる。地動く。夜明。元二年の内
海を隔てる所。一度震動する。元元
茲歳稲米北出る。北恵八。平ならず。去秋田を
ふつつつ仕る。一人溺死する。人ども
きたり。人ども
の
ごとくなる
人ども
人
て十七人暴風漂流して
日年四月二十七日北風吹く。通年二十人。御

船に米。載米の米一色にて。よろしく收ある島の
稲米一三斗ありと覚しく。宿帆せしに。方向得
らせ道ゆき針路を決るに代変のことを得ると節共
方位はなく。去夜をしきりに。日二十八日一島
をみつけ。しきりに漕よせ。船向ひしけるが落し
様なくしてはるかの猶八月朔日の中まで
行けるに嵐あらはれ。夫より先汐の行ゆくを
力とし船住をなし。人家住ける故に。ある島人に
問ひ。この島の名をきけば。八丈島なりと
漂着の島は八丈島
小島の備。拙者御治して天恩をかうむり。船主
船主にて。甚八。五十七 伊之助 四十 平三郎 二十 三人帰
国せり。時に元文四年。己未の年 夏六月なり

江戸船漂流記事

江戸堀江の所宮丈右八郎一隻。都て拾六人。元文三年戊午の年。秋七月南部ゟ米一交易を虞。江戸川を発帆。同年八月十七日。南部八戸に至て小停。大豆蕎麦交易。同所にて水手一人を雇。同年十月二日小発帆。同月十日。仙台東面浦小下碇。同月十三日小発帆。同日出房の沖。沖の岬を廻る。此交の間風俄小起て洋のうへ[illegible]

浪高きの気はなれは芭蕉を掛 さのきはまて船出
へりし同月八日に。風吹く故舟橋を代器。漂流
せしらに水尽ておる餓につかへ。いのち比かるも
覚束なく ここに当来の正月廿一日に。一と山以
こりしカを得るりこに帆橋をつけ同日夕
某家に。着船らく たとへ。本船をとめて。
御船にのりうつり。人家 やとり もとめ
うやなくに ... 文を船にうつり 思
るに半夜の比子丑のころより。風いよいよ強船
すり小舟を ... 着も ... 城々 ... 御船 ... 亭 ...

すり小舟に ... 海も ... 暁にしの比。... 本船にくり
ここに錨卸 ...
もり ... にて ... 。 ... へ ... 。御船
... 人家及溝水を ... 。 ...
山て。漸谷間 ... 一滴の ... 御船 ...
芭蕉 ... 是 ... 命 ...
使を付 ... 。同年三月十日より。同月二十五
日まて。三里程も ... 。又箇の ... 山 ...
皆 ... 人の ... 足に ... 。 ... 険 ...

小船にて〻へにあもみえず。せちふ大地に
必よりて〻と〻と又水にて志ほにいそ
ひの因月光。まこと一角にこりしらまのは
しを繋。人家且清水をうめるふ。火山のいも
して人家ふく。屋ふにあるふ。いつ屋に北洞穴ふ充
人一人。いるる。こしに人と四るふを列岩井
船のもとにこりくしを十五。且天水清多
るもふ。ふつ聊船にふふ〻と〻い充。いるもよ
水ふふ。船を人及船雑聊船と
船ふふ。船中小精茶一巻。
遠列人と俱ふ港茶魚
をとり春〻〻同年四月二十七。
を列人三人を使船〻。船二十人聊船ふ
家毒船〻。同年六月朔ふ。八丈島へいる
地蔵の富面を後〻〻。家毒船〻ふ
て解ふとり〻ふ角の周一里程。高三丁斗と
見ふ。海上の里程八。八丈島より九弧面里
いるくさや。聊船ふ〻〻ふ火確記
ふ〻。方向もまいのふにいるふ
詳
ません其貪名船長冨

次ニ兵庫。[illegible]。次ニ多。[illegible]。長兵衛。源左衛門
源之丞。[illegible]八。権兵衛。吉平。[illegible]主八郎。[illegible]兵衛。
同[illegible]。已上四人。[illegible]て十七人。[illegible]外人三人。通計二
十人[illegible]。此小。元文四年[illegible]月[illegible]

[illegible]我
[illegible]内の[illegible]。[illegible]源義[illegible]。[illegible]。其[illegible]
[illegible]の[illegible]記一篇あり。我邦好[illegible]の者掌く
[illegible]。この[illegible]
[illegible]。[illegible]覧一過[illegible]
[illegible]。[illegible]。且[illegible]も略[illegible]
小[illegible]記[illegible]語を[illegible]。[illegible]文。[illegible]
[illegible]載[illegible]
昔年元禄九年。[illegible]て丙子小[illegible]。水[illegible]月[illegible]小

日向の国宮崎郡の郡、志布志浦の運船（右帆十五端を長杉）
（小式船を小船と云）（此時の船）
（長さ七間あり、櫓を六人、櫓を六人、櫓を六人）　府庫の官米を載せ。
東郡の郡司、運送しける。此時船を
（行）（行）小船を以て運送しける。いつしか吾儒の分
小船にて若干の米を収入りける（紀伊の国の）
府帆の比小なるを、後郡の長官、船舶鎖を府庫
に運送し、此小船を官船と称し、東郡の浦を発
行（日記に出）いくもなく紀伊の国守、さきの藩
（藩守、さきの藩と紀伊の国守、船を）
（船を）小船を以て海を渡り、私船に乗り紀伊に帰て、志布志の北北
に浪花の沖、岩谷に泊て、後に小検校
（検校）
（官船小船）船長櫓を
船にうつす。既に藩を発船し（日記に出）
年十月七日、志布志を入り、此月
（月）
如庵の藩守、宮殿に細工を
海上の気候、船に乗り、
（此船布帆五端を張り、櫓を六人、櫓を四人、余志布志の船を浮小船にて）
（船を）
櫓を宮船にのせ、陸運し、福岡に入る

福山より（福山ハ大隅の[illegible]の郡にあり 志布志を去ること凡十里 [illegible]を去ること凡九里余）
運船に載て[illegible]へ送り 志布志の運船ハ十月
十日に[illegible]口鎮衛の券文をうけて発行し 大井と
いふ所に停泊し 順風をまつ 同月十六日小運帆して
同月二十一日小島にいたり 大隅の浜にいたる 客船の
装苞をおさめ 十一月二日に開船して[illegible]
揖宿の郡 山川湊に着す（山川湊ハ[illegible]大隅[illegible]揖宿郡を距こと凡十三り）
同月四日順風をえて開船し 小西風待
小舟快走して[illegible] 佗の[illegible]
門の浦て[illegible]の岬一里[illegible]出する比

頭[illegible]のを[illegible] 東の方[illegible]
の[illegible]先頭[illegible]思ふうち小[illegible]
風をけして[illegible]紀大隅の方向をさして 帆[illegible]
[illegible]て志布志の洋[illegible]七八里も放れ[illegible]
[illegible]土肥の岬にいたらんと思ひ[illegible]と（土肥 日向）
[illegible]せむとしぬ [illegible]西方
[illegible]山を[illegible] 榎戸の[illegible]
へし（榎戸にて日向[illegible]放） 洋の[illegible] 山[illegible]
と風ハ[illegible]大[illegible]来（[illegible]）
く[illegible] 船[illegible] つゐに砕船せき

ふさのも。辛苦に及へり。四拾も飢饉只一両人平
常の如くなり。物も食ハこきこそやと思ひしく。所
橋を伐。并纜三房を流（切羽の漂人云出つるに。船を皆旦一房を）
ぬれ食ことに經神仏にちかひ奉り觀世音菩薩
或ハ弥陀仏と唱けるそ。十月五日より七日まて
同風に流れしに。七日の明ケ已の刻北ゝ風にな
り見分派ゝ静なりしに。帆桁を柱に建（桁ハ舟の屋の横木）
（必ず邦俗布帆をつくり横帆を帆桁といえり）布帆を揚大北に向をし出
（柳の西風にてなるしきて是なる。ま人に西方を示地と称すへし）九つの時まては
到風にて波いよゝ高く時に本船の頭に
土瓶の属へたくはへきる。此夜暁の比より西風に
変じ。さにてけしく雷湧出山のやう。船ハさらに
見て并纜三房を流洋へ漂着て。翌朝日
もなし。食しよろこひの余りおかひ合
祭ハ雑佩刀靴をつくり。瀟神に奉佛の御名を
唱て垢の座の藻をなとなす汁。我身の嘆り哀
ハ流るる。波深く勢まわり劇く海に探様まても
煙の出ぬりせぬなり。雨水を貯たる木桶も
浪の跡もぬれし甚しく洞の様なりて。くゞる

浪と世ぎ[illegible]ふ[illegible]の板とい。[illegible]の[illegible]十一
日てい。風い東ふ。次[illegible]。申の刻より風
よ[illegible]。即宮の板をもて梅板をり。[illegible]
[illegible]帆をたて羅経の方向よ[illegible]。同月十九
日て。[illegible]
紀方向 [illegible]十六の[illegible]。十七の申[illegible]
[illegible]て。風よ[illegible]の檣を[illegible]
たへ[illegible]。[illegible]
布帆をたて。同月二十一の日風尚[illegible]に
[illegible]。[illegible]
[illegible]。[illegible]
[illegible]。[illegible]

或ハ二もに弥ゝれと行方をしらす流れゆく。殆
二十間の曳ゝ風をにーゝ乙はゝるまい。船をそ
槽ゝほとに小ーゝ蟾蜍（ヒキガエル）とゝ魚をあつめ（蟾蜍ハ本
篇物産の部下ニ載ル。こゝゝふ魚とあつめとえん
をふゝーゝ蓋し魚とまもせん蟾蜍をとりあ
ちゝこゝそを出し船を離れ行ゝゝ。大さハ凡三
四尋周もゝゝむとみゝゝ。こゝふ小ゝゝ不思議ふ
思ゝゝ。蟾蜍に対しゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
をゝけなゝ為ふゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
蟾蜍なのゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
魚も殺ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝ

[illegible]を流す。[illegible]の刻より。二十二。[illegible]
二十三日より北東にて東風あり、西風[illegible]
[illegible]申の刻より西風小さしとなり。二十七日
夜[illegible]風[illegible]。[illegible]錨
を下す。[illegible]の[illegible]山川漢となり
[illegible]中小漂流する[illegible]
[illegible]但[illegible]の[illegible]捨
[illegible]耳小盃を戸口[illegible]
なる[illegible]。[illegible]人の眉間もつ
[illegible]。[illegible]山の中央をみる小[illegible]
[illegible]
[illegible]
嶽西は小[illegible]巨木[illegible]。[illegible]に[illegible]
[illegible]高峻峰[illegible]。[illegible]
[illegible]石小遊[illegible]。船停[illegible]。[illegible]
[illegible]日[illegible]。[illegible]
[illegible]年[illegible]
[illegible]。右数[illegible]十粒[illegible]金蒔二[illegible]
[illegible]。正月六日の日測[illegible]

[illegible]九十日計り　さうしゝれと山海のごく纜を
強きりて。船を所〻の礁石のごとくうちあげ。船
の[illegible]所〻　同伝の[illegible]　銭雑して[illegible]後の
[illegible]小船おかすべし
[illegible]。船[illegible]　拠手乃国
[illegible]。二人[illegible]
三人[illegible]。二人[illegible]
[illegible]。[illegible]
[illegible]。銅金雑具
[illegible]。船[illegible]
[illegible]。[illegible]
三人のもの。[illegible]　同伝の[illegible]
[illegible]。二人[illegible]
[illegible]。[illegible]
[illegible]。二人[illegible]
[illegible]。[illegible]
[illegible]。[illegible]
[illegible]。

也。峻石ふりて やうやく光。四方を眺るに小坪あり
こゝに庵を ト一回の杯をもて小盧を出す。花屋で
先食料を會けすに。僅に粳米一合。金著ずして
の〜 薩摩藩の粳米二升。銀七匁 銭七十文 粳米二升。小豆四升 紫粳 漂為す
食料に充てつゝ。九六十三日の日こ 見ること。後小つゝ。魂
の伝は絶えんとを悲く 決絶を約小つゝ
魚を交給して 酒肴とす。魚をとらんとして小幟
張らんを乞とす。決決を漁小つゝ 寞を
つゝ 泥小ふのうを。つゝとうをとか。海中の大魚 小ふ
泥小ふ魚小りに。工作 ふのうを 魚とうつ

(illegible)

(illegible)

(illegible)

とあり　番の国より[illegible]一條ハ四記ハ[illegible]　仲入[illegible]　補の[illegible]
[illegible]食料を拵菓子ハ米ゝとハ木実
[illegible]　　昆胡頽子
[illegible]に山中の石[illegible]銃利ゝ渦へ[illegible]こふかな
[illegible]蕉皮を[illegible]履を[illegible]　蕉皮ハ即芭蕉の皮をさ
[illegible]　我邦屬多[illegible]製するもかれ[illegible]　布帆を截て裏
[illegible]。日ゝハ胡頽子を[illegible]
[illegible]穀の稲[illegible]
[illegible]　天の人を助なへ[illegible]　[illegible]ハ空木
[illegible]山芹の屬[illegible]
[illegible]。[illegible]菜とハ[illegible]。今食料とな
[illegible]今[illegible]の[illegible]名番香とハ[illegible]。山芹[illegible]
[illegible]ハ沈の草木ハ[illegible]大木ハ絶
[illegible]。角北[illegible]八九丁、周圍八里余もあ
人の[illegible]
[illegible]肉の洞穴ハ。炉火の根残[illegible]。又肉食を
[illegible]
[illegible]人の[illegible]沈水の[illegible]。[illegible]
[illegible]水を[illegible]。木綿ゝ絨の屬ハ[illegible]。其[illegible]
[illegible]ハ湖を[illegible]沈[illegible]

小豆粥ふるまひ。[illegible]法[illegible]芋の葉を皿とし、[illegible]
喫[illegible]湯を食すること[illegible]
禽類は大きなる鶴[illegible]人をして[illegible]
踉を啄衣の裾をくひ[illegible]。其形鷹に似て大なる
白き翼ありて。雄は脊に黑斑[illegible]。其嘴の長サ八
分六七寸ばかりにて。其先彎口[illegible]跛に蹼有。[illegible]
務をなす。其卵は圓一尺許。産は即嘴をもて啄離を
入れば。其育ひなを[illegible]一隻なり。[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]魚を喰ふ事[illegible]。[illegible]の為[illegible]を捨て魚[illegible]
[illegible]。其魚ハ烏賊の類。[illegible]
四尺計　紀州のもとゝ[illegible]。[illegible]
[illegible]大
鯨ハ長一尺計。幅二寸[illegible]。[illegible]方
四寸[illegible]。[illegible]。
紀の[illegible]耳[illegible]の陸。い[illegible]
[illegible]。
[illegible]のうを[illegible]
[illegible]。
[illegible]。
[illegible]の雑魚[illegible]。[illegible]大なる者雛ハ。[illegible]。就[illegible]
拾[illegible]を拾[illegible]。[illegible]
[illegible]

[illegible]。立月を[illegible]。雛の生[illegible]
餌と潮ゆ[illegible]。[illegible]
大鳥を[illegible]。[illegible]
[illegible]。[illegible]
[illegible]。[illegible]

蚘虫を動じ腹痛を患ひる。嘗て不虞の傷第も
なく。そのうちに薬餌の力に頼の白膏ふしも
ひつへを為ひく其奇臭なりそを奏小即効
効もてもうしろ。これもちろんひとの凝身あ
ると蝋のごとし。七日ばかり侵されを用ひれ
ば悪痛頓に快をなり。すなわち患とれし。そ
天の生民を慰無仁者の仁。ふ良薬ひとしれ
ば小ふなり。そうしく。内時に見れば
拾高て四肢の磁傷なしに繕い速に痛をさり
[illegible]

[illegible]
茶とし。日くよ岩石ふれに入られ。一時二時ば
うふものもあり。すし二時三時ばかりあるものあ
とて五小ふうしふうちい。いつ八せもと。宋
思雅慮をはくし。ちに初ひ源しとう粉
をふ食し。胡麻ふうとうす。焦鄭く。絳衣源
ひすうき嵩原北ひ。端無の布子もせふ
とて。布衣の衣ともふれなくしてを
ちのふしなるい。布帆を裁むしちの糸
をひとて銀ひひ。身ふうひ。尚高ちを東八

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]酒とうたひ[illegible]て四人北のへをしる。船[illegible]
[illegible]波ふかくとうらふ、[illegible]一日
[illegible]。新[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]。[illegible]ハ[illegible]やうなる[illegible]と。[illegible]の[illegible]
[illegible]。駛浪[illegible]。[illegible]
[illegible]。[illegible]に。[illegible]のやうなれい[illegible]
[illegible]。[illegible]。[illegible]。[illegible]
[illegible]。[illegible]。[illegible]。[illegible]
[illegible]。[illegible]。[illegible]。

[illegible]の社伯の[illegible]へ[illegible]と[illegible]。[illegible]
[illegible]。[illegible]て[illegible]。[illegible]の家
[illegible]。[illegible]。炬火を[illegible]。[illegible]の[illegible]
[illegible]。四人の[illegible]へ食を[illegible]。此度は
[illegible]の家へ[illegible]。四人の[illegible]。この
家の[illegible]。[illegible]。[illegible]。[illegible]
[illegible]。[illegible]の衣を[illegible]。[illegible]
[illegible]。[illegible]。四
人のものは[illegible]。[illegible]。社伯
[illegible]。社伯も[illegible]。[illegible]
[illegible]の[illegible]。[illegible]の
家へ[illegible]。[illegible]。此況[illegible]
[illegible]の[illegible]奉[illegible]。[illegible]
[illegible]。[illegible]
[illegible]。[illegible]

今宵や流離の旅もいくとせとて驛馬橋る
心のまゝ小き舟をしたひ行く。社伯もそを哀
傷と出ふ共小船乗へえず。相乗馬かる竜の
を切ひ[illegible]れと。後陸を[illegible]地
のうへ[illegible]
共風相いるゝ漂流のうるれい途行く村童ら
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]侯迎辯。竟ハ薩吏ハ屬ス。祚助ハ北ヲ[illegible]
[illegible]ク[illegible]ク[illegible]ク

金名

船長力造　日向諸県の郡之布志の人元隊　撰
丁七年三十八在嶋九八十日下月
活命。同不の人　同佐七郎　同乙十郎
歳五十人　歳四十人
同不の人　同多造
歳二十四
五人

船戸活三造　歳隊

つの船の流えをしてすでに薩浦遠江
ばしるべきの小船を走る。すべて小船をい
るや船も人を蒼海の塵と見る。つの船人の命
を七日と叫びて船者のおもいをなげうつ世の人
の流を傳へ聞くなり。世をさすらい世の人
船をうかべて三日一夜をしのぎ
身をなげうつ。世のいとなみを　活命と名づけ
早く帰りて船乗りとなりて若死をせ
ぬつ　さきのかめつをもて。家をなく
嶋をもとめて見ばしる。去年月のころ嶋
育しりぬ。ちまい出でる波の人はを。多
命をれ人を殺して。彼仲の由をれのそし
る我想人を新あり。人をれなりて彼拾
仲間を建人を嶋に事なり　蝸亀を捕け
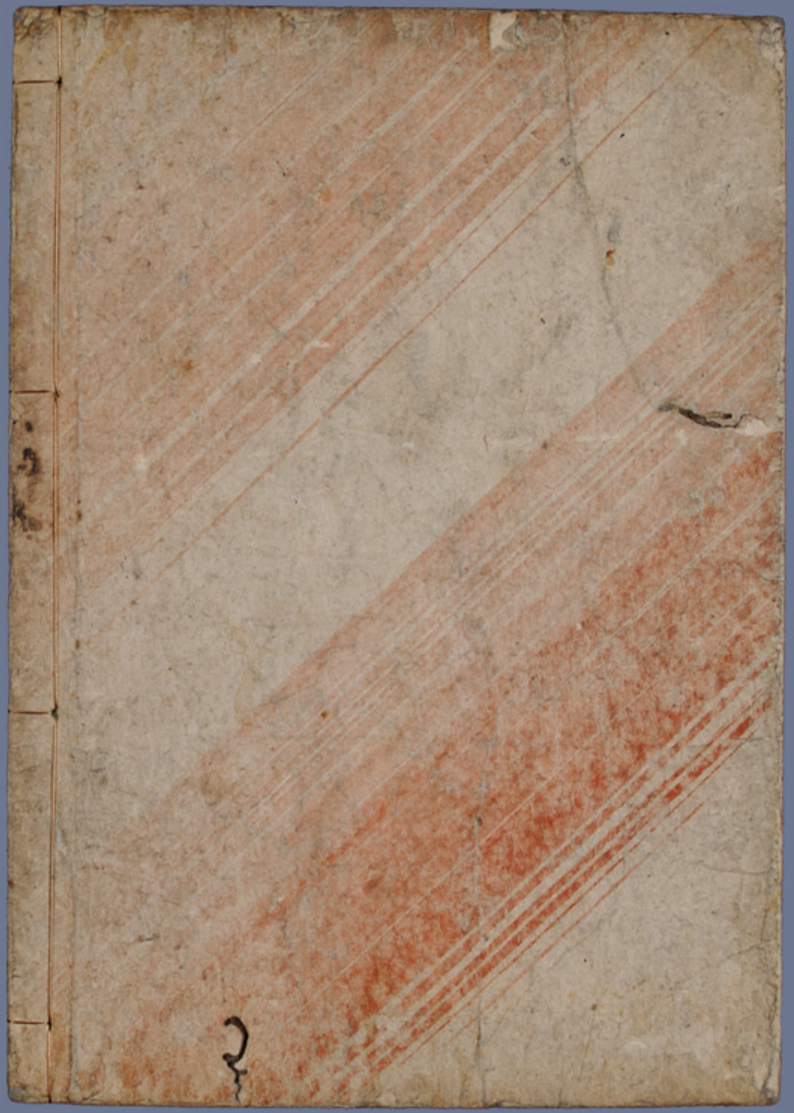
蒲人外一男少年を伴ひ價を乞ふ[illegible]
[illegible]人の掏[illegible]。[illegible]
も就の家[illegible]の[illegible]人を情[illegible]を[illegible]
陸奥浦の[illegible]即ち此代銀[illegible]
衣服を[illegible]
[illegible]